

標準報酬の決定と改定について

○ 公立学校共済組合

 経営管理班 022-211-3673

標準報酬月額決定及び改定等は以下のとおりです。

なお、概要等の詳細につきましては、公立学校共済組合本部ホームページを御覧ください。

資格取得時決定	対象者（※1）	・新たに組合員の資格を取得した者 ・他の地方公務員共済組合等から転入した者 ・再任用フルタイム職員となった者
	対象となる報酬	資格取得時の報酬
	決定時期	資格を取得したとき
定時決定	対象者（※1）	・7月1日現在において組合員である者 ・6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者又は、7月から9月までのいずれかの月から随時改定などの改定が行なわれる者は、定時決定の対象外。
	対象となる報酬	4月、5月、6月の報酬の平均
	決定時期	9月
保険者算定	対象者（※2）	業務の性質上、4月から6月までが繁忙期又は閑散期にあたり、通常の方法によって定時決定を行うことが著しく不当となる場合で、その該当者
	対象となる報酬	年間報酬の平均
	決定時期	9月
	提出書類	・年間報酬の平均で算定することの申立書（定時決定用）★ ・標準報酬定時決定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等（定時決定用）★ ・給与明細書の写し
随時改定	対象者（※1）	報酬の額が著しく変動した者
	対象となる報酬	固定的給与に変動があった月以後の3か月間の報酬の平均
	改定時期	固定的給与に変動があった月から4か月目
保険者算定	対象者（※2）	業務の性質上、季節的に報酬の変動があり、1月から3月までが繁忙期又は閑散期にあたり、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当なる場合で、その該当者
	対象となる報酬	年間報酬の平均
	改定時期	固定的給与に変動があった月から4か月目
	提出書類	・年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）★ ・標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等（随時改定用）★ ・給与明細書の写し
育児休業等終了時改定	対象者	育児休業等を終了した組合員で申出を行った者
	対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3か月間の報酬の平均
	改定時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月目
	提出書類	標準報酬育児休業等終了時改定申出書★
産前産後休業終了時改定	対象者	産前産後休業を終了した組合員で申出を行った者
	対象となる報酬	産前産後休業終了日の翌日が属する月以後の3か月間の報酬の平均
	改定時期	産前産後休業終了日の翌日が属する月から4か月目
	提出書類	産前産後休業終了時改定申出書★
3歳未満養育特例	対象者	同居する3歳未満の子を養育している組合員で申出を行った者
	対象期間	子を養育することとなった日（誕生日等）の属する月から、養育しないこととなった日（子が3歳に到達した日等）の翌日の属する月の前月までが対象。また、遡っての適用は、申出が行われた日の属する月の前月までの2年間のみが対象。 なお、掛金免除の対象となる育児休業等や産前産後休業を取得している間は、特例の対象とはなりませんので、復職後に申出を行うことになります。
	提出書類	・3歳未満の子を養育する旨の申出書★
	添付書類	・戸籍謄（抄）本又は戸籍記載事項証明書 ※省略可能 ・住民票 ※省略可能

※1 資格取得時決定・定時決定・随時改定（保険者算定を除く）は給与支給機関で算定を行っているため、組合員からの提出書類はありません。

※2 定時決定及び随時改定の保険者算定は、組合員の同意がある場合のみ、保険者算定による決定・改定を行います。

※3 育児休業終了時改定は、報酬が低下した場合に限定していないため、報酬が上がった場合も育児休業終了時改定の対象となります。